

地区名	見直名	見直名
金池	稲葉 真美	田中 幸子
石瀬	本間 啓介	山上 美弥
岩室	佐藤 裕介	高柳 伸哉
	田中 美穂	田中 賢
	渡邊為久雄	渡邊美智子
	岡崎 裕	後藤 真美
	後藤 美樹	近藤 絵美
	齋藤 崇	諏訪内 幸子
	弦巻 耕太	廣川 保生
	堀越 啓子	本間 智
	和田 昌子	渡邊 修一
	阿部 康浩	山下 洋
	谷井 香織	廣瀬 享
	金子日出美	
橋本	藤村 剛	
久保田	鈴木 徹	
猿ヶ瀬	後藤 宏美	
北野	樋口 琢磨	
夏井	遠藤由聖子	
	大治 正明	
	田中 景子	
	山岸 修子	
		遠藤 陽子
		鈴木麻里子
		山上 将人

もうすぐ二年生

新一年生は125人(昨年より23人減)

岩室小学校

男女計 52人



地区名	見直名	見直名
西中	赤川 純史	大平 勲
西島	本間 保	吉谷 寛之
白鳥	渡邊 智史	
湯上	瀬戸川あゆみ	
西船越	小林奈津子	竹内 悦子
新谷	榎田かずみ	
高畑	五十嵐啓太	
	阿部 雄二	岡島 美奈
	野木 洋子	
和納1区	海津 卓弥	山田 尚宏
和納2区	加藤 雅之	神保かつえ
和納3区	竹内 美香	和田 敬吾
和納4区	朝妻 剛	朝妻 哲
和納5区	齊藤 剛	
和納6区	大岩 広文	福田 勝
	阿部 里美	阿部 伸行
	小林かおり	竹内 桃子
	本田 孝道	和田 康弘
	池上重紀子	五十嵐 恵
	小林 里美	田中美智子
	田中 大	樋浦 直樹
和納7区	伊藤 浩子	笠原 有理
和納8区	幸田 尚子	佐藤 優樹
和納9区	池上奈央子	
和納10区	宮野 茜	金子 明人
和納11区	海津 英樹	
和納12区	清水 努	
	伊藤 愛子	佐野 仁美
	阿部 優	阿部 望
	上野 俊之	岡田奈緒美
	加藤 哲	栗林 英次
	熊谷 稍	小林 友明
	坂上 直	齋藤いづ美
	白井真紀子	田中 寿恵
	名古屋正之	長谷川 誠
	横山 裕之	
	明間 祐子	石川 祥子
	茨木 伸恵	川上 智義
	神田 貴弘	川上 恵
	久保田 愛	小林 昌行
	西海上佳子	高橋 光太
	月岡麻希子	土田 健一
	萩野 美幸	平原 麻有
	山田深友紀	山内 祥子
	渡邊 真人	和田 将人

和納小学校

男女計 68人

間瀬小学校

男女計 23人

間瀬1区	高津 大地	大瀧 正
間瀬4区	赤川 純子	吉谷真衣子
間瀬7区	柏木 理恵	



組合法人などへの委託を検討する自然休養村管理センター白岩(間瀬)

【資料編】

※各団体・機関への補助金などの助成交付概要(課別で表示しました)

課名	補助件数	補助額(万円)
総務課	5	193
住民福祉課	12	242
農政課	16	267
商工観光課	6	811
学校教育課	7	50
社会教育課	16	312
議会事務局	1	36
計	63	1,911

3 定員管理の適正化

村行政のなかには、福祉施設、教育等のサービスそのもので成り立っているものも少なくない。そのため、歳出(支出)に占める人件費(給料など)の割合も大きなウェイトになっている。人件費の増大は財政硬直化の重大な要因となっていることは否定できない。このため省力化を図り、定員管理、給与制度の適正化についても検討すべき必要がある。

①職員定数条例の見直し 定数条例では現在、百二十八人の定数になっているが、職員定数を二名減らし、適正な定員管理に努める。

②職員の能力開発 人事事務組合の実施する職員研修などに積極的に参加させ、職員の資質向上、能力開発に努め、少数精鋭主義をもとに企業性の導入を図る。

③その他 人事管理上、年齢構成のバランス上からも、職員の新陳代謝、人事の刷新を図り行政効率の向上を図る。

4 事務改善の推進

行政の効率的運営と省力化のため、新しい行政需要や複雑・高度化する事務処理について合理化、効率化および質的高度化を図る必要がある。このた

5 施設の管理運営の合理化

公共施設の管理運営については老人憩いの家・静閑荘をはじめ、利用者も多く広く村民に歓迎されているが、今後の管理運営については、住民サービスの維持向上に十分配慮したなかで民間委託などを検討して、管理運営の合理化を促進する必要がある。

①自然休養村管理センター白岩の管理運営 住民サービスの低下をきたさない指導の下で、補助事業の規定で認められる組合法人などへの委託を推進する。

②老人憩いの家・静閑荘の管理運営 福祉への還元を目指して、社会福祉法人・岩室村社会福祉協議会への委託を推進する。

③その他 公共施設の多角的有効利用を図るとともに管理運営については民間委託、パートタイマーの活用を進める。また、保育園、小学校、中学校を包括しての給食センターの建設を検討し、職員の定員管理の適正化と合わせて管理運営の合理化を図る。

以上が答申された「岩室村行政改革大綱」です。

みなさんの関心と理解が行政改革推進に大きく作用

本村の行政改革は、この行政改革大綱において設定された基本的枠組みにしたがい、各年度における改革方策の細目の決定、所要の条例案の提出、予算その他具体的措置の実施という手順で進められています。

しかし、最も重要なことは、みなさんの関心と理解です。みなさんの強い関心がなければ、村政のリーダーシップも行政の自己改革推進機能も働きません。また、行政改革による利害関係の変化について、最終的にはみなさんの大局的な理解が必要だからです。

特別障害者手当制度

昭和六十一年四月から障害者の所得保障確立のため、障害基礎年金制度が導入されます。これに伴い、成人の福祉手当が再編成され、特別障害者手当制度がスタートします。

●特別障害者手当 二十歳以上で、日常生活で、常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に、月額二万円を支払います。支払いは二月・五月・八月・十一月で、四月一日から実施されます。

●障害児福祉手当 二十歳未満の障害児には従来同様の手当が支給されます。支払いは、特別障害者手当と同じです。

●経過措置福祉手当 経過措置福祉手当の対象 ならず、特別障害者手当の障害認定基準に該当しない人でも、現行福祉手当の認定を今年三月までに受けた場合は、従来同様の手当が支給されます。

●該当する人へは通知を 現在、福祉手当を受けている人には手続き方法などをお知らせしますが、詳しくは役場住民福祉課福祉係(☎☎四一一一内線一一三)へ。